

文部科学省共済組合貸付規程の変更について

文部科学省共済組合貸付規程（平成13年1月5日制定）を次のように変更する。

平成23年12月1日

文部科学省共済組合代表者

文部科学大臣 中川 正春

目 次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
 - 第2章 貸付け（第7条―第15条）
 - 第3章 弁済（第16条―第19条）
 - 第4章 雑則（第20条―第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、文部科学省共済組合運営規則第29条の規定に基づき、文部科学省共済組合（以下「組合」という。）における国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第98条第1項第5号及び文部科学省共済組合定款第31条第5号に掲げる組合員の臨時の支出に対する貸付けに関する事業（第4条及び第5条において「貸付事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「本部長」又は「支部長」とは、それぞれ文部科学省共済組合定款第4条に規定する本部長又は支部長をいう。

2 この規程において「組合員期間」とは、法第38条に規定する組合員期間のうち組合員の資格を取得した日から貸付けの申込みをする日までの引き続く組合員期間をいう。ただし、次の各号に掲げる者（法第98条に掲げる福祉事業の適用を受ける者に限る。）については、それぞれ当該各号に定める期間をいう。

- 一 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項の規定により採用された者 当該者である間の組合員期間
- 二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下

「法人等」と総称する。)の就業規則又はこれに相当する規程に基づき再雇用された者 当該者である間の組合員期間

三 法人等の役員である者 当該者である間の組合員期間

四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第3条の規定により採用された者又は法人等の定めるこれに相当する規程に基づき採用された者 当該者である間の組合員期間

五 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)第3条第1項の規定により採用された研究員である者又は法人等の定めるこれに相当する規程に基づき採用された研究員である者 当該者である間の組合員期間

六 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)第19条第1項の規定により採用された者 当該者である間の組合員期間

七 人事院規則8-12(職員の任免)第4条第13号の規定により採用された者(第16条第3項において「期間業務職員」という。) 当該者である間の組合員期間

3 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条第1項各号及び第2項に規定する組合(第24条第1項及び第2項において「地方の組合」という。)における同法第40条に規定する組合員期間は、前項本文の引き続く組合員期間に算入する。ただし、組合の組合員期間に引き続くものに限るものとする。

(貸付けの原則)

第3条 組合は、貸付けを行う場合には、一部の組合員の利益に偏することのないように行わなければならない。

(経理)

第4条 組合が貸付事業を行う場合には、貸付経理(国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)第6条第1項第9号に掲げる貸付経理をいう。)を設けなければならない。

(財源)

第5条 貸付事業の財源は、次の各号に掲げる資金をもってこれに充てる。

一 法第17条ただし書の規定により財務大臣の承認を受けて法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会から借り入れた資金

二 施行規則第7条第2項の規定により財務大臣の承認を受けて福祉経理に属する他の経理単位から繰り入れた資金

三 施行規則第13条の規定により他の経理単位から借り入れた資金

四 施行規則第84条第1項の規定による利益剰余金

(貸付けの種類及び貸付事由)

第6条 貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、その貸付事由は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 普通貸付 次のイからハまでに掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ当

該イからハまでに掲げる事由

- イ 一般貸付 組合員の臨時の支出に充てるとき
- ロ 物資貸付 組合員の物資の購入に充てるとき
- ハ 特認貸付 本部長が特に必要と認めた費用に充てるとき

二 特別貸付 次のイからホまでに掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ当該イからホまでに掲げる事由

イ 教育貸付 組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の子が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校若しくはこれに準ずる学校（修業年限が1年以上のものに限る。）又はこれらの学校に準ずる外国の教育機関に就学するために要する費用に充てるとき

ロ 結婚貸付 組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の子の結婚（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）に要する費用に充てるとき

ハ 医療貸付 組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子若しくは父母（配偶者の父母を含む。以下この号において同じ。）の医療に要する費用に充てるとき

ニ 葬祭貸付 被扶養者又は被扶養者以外の組合員の配偶者、子若しくは父母の葬祭に要する費用に充てるとき

ホ 災害貸付 組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の配偶者、子若しくは父母が水震火災その他の非常災害により住居又は家財に損害を受けたときに必要となる費用に充てるとき

三 住宅貸付 次のイ及びロのいずれにも該当しない組合員の居住する住宅（支部長が特に必要と認めた場合を除き、当該住宅の床面積（共同住宅にあっては、共用部分に係るものを除く。）が280平方メートル以下のものに限る。）の新築、購入、増改築、修繕若しくは借入れ又は住宅の用に供する土地（以下単に「土地」という。）の購入若しくは借入れに要する費用（家賃等の定期的な支払いに要するものを除く。）に充てるとき（次号に掲げる事由を除く。）

イ 既に住宅を所有している組合員（当該住宅の増改築若しくは修繕を行う組合員又は支部長が特に認めた組合員を除く。）

ロ 既に住宅貸付を受けている組合員（当該貸付けで土地のみを購入し、その土地に住宅の建築を行う組合員、当該貸付けで新築、購入、増改築、修繕若しくは借入れを行った住宅の増改築若しくは修繕を行う組合員又は支部長が特に認めた組合員を除く。）

四 特別住宅貸付 借入れの申込みの時に於いて、2年以内に自己都合により退職を予定する組合員又は5年以内に定年退職を予定する組合員の居住する住宅（退職後の入居及び居住の確認が可能なものを含み、支部長が特に認めたものを除き、当該住宅の床面積（共同住宅にあっては、共用部分に係るものを除く。）が280平方メートル以下のものに限る。）の新築又は購入に要する費用（土地を同時に取得する費用を含む。）若しくは住宅貸付の貸付金の残額の全部を弁済する費用に充てるとき

第2章 貸付け

(貸付けの条件)

第7条 貸付けは、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める組合員が利用できるものとする。

- 一 普通貸付 組合員期間（法第124条の2第1項の規定により組合員であるものとされた期間を含む。以下同じ。）が6月以上の組合員
- 二 特別貸付 組合員期間が6月以上の組合員
- 三 住宅貸付 組合員期間が3年以上の組合員
- 四 特別住宅貸付 組合員期間が20年以上の組合員

2 医療貸付及び災害貸付については、前項第2号の規定にかかわらず、組合員期間が6月未満である組合員（第2条第2項各号に掲げる者（以下「再任用常勤職員等」と総称する。）である組合員を除く。）であっても、これらの貸付けを利用できるものとする。

3 組合は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときに該当する場合には、貸付けを行うことができない。

- 一 法第2条第1項第5号に規定する報酬（以下「報酬」という。）からの弁済のみを行う場合 弁済額（各弁済期におけるそれぞれの弁済元金に支払利息を加えた額をいう。以下同じ。）の各弁済期における合計額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。次条第1項において「給与法」という。）第5条第1項に規定する俸給（再任用常勤職員等である組合員については、法第52条の2に規定する標準報酬の月額とする。）若しくは他の法律に基づく給与のうちこれに相当するもの又は法人等の定める規程に基づく給与のうちこれらに相当するもの（次号及び次条第1項において「俸給」と総称する。）に100分の30を乗じて得た額を超えるとき

- 二 報酬からの弁済及び法第2条第1項第6号に規定する期末手当等（以下「期末手当等」という。）からの弁済を行う場合 次のイ又はロのいずれかに該当するとき

イ 報酬からの弁済額の各弁済期における合計額が俸給に100分の25を乗じて得た額を超えるとき

ロ 期末手当等からの弁済額の各弁済期における合計額が俸給に100分の150を乗じて得た額を超えるとき

4 住宅貸付を受けて土地を購入し、又は借り入れた組合員は、当該貸付けを受けた日から起算して5年以内に当該土地に住宅を建築しなければならない。ただし、当該貸付けを受けた後において当該期間内に住宅を建築することが困難になった場合であって、かつ、支部長が特に必要と認めたときは、更に5年の範囲内で支部長が認めた日まで当該期間を延長することができる。

5 組合は、住宅貸付の弁済を完了していない組合員に対しては、特別住宅貸付を行うことはできない。ただし、当該組合員が住宅貸付の貸付金の残額の全部を弁済するために新たに特別住宅貸付を受けようとするときは、この限りでない。

(貸付金の限度額)

第8条 組合員（再任用常勤職員等である組合員を除く。）に対する貸付限度額は、次の表に掲げる貸付けの種類欄の区分に応じ、それぞれ同表の貸付限度額欄に定める額とする。ただし、普通貸付と特別貸付の貸付金の残額の合計額は、俸給並びに給与法に規定する俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、研究員調整手当及び地域手当の合計額若しくは他の法律に基づくこれらに相当するものの合計額又は法人等の定める規程に基づくこれらに相当するものの合計額（以下この項において単に「月収額」と総称する。）の20月分に相当する額を超えることができない。

貸付けの種類		貸付限度額
普通貸付	一般貸付	月収額の6月分に相当する額。
	物資貸付	月収額の6月分に相当する額。
	特認貸付	原則として月収額の6月分に相当する額。
特別貸付	教育貸付	月収額の14月分（ただし、1回当たりの貸付けは月収額の6月分。）に相当する額。
	結婚貸付	月収額の6月分に相当する額。
	医療貸付	月収額の12月分に相当する額。
	葬祭貸付	月収額の6月分に相当する額。
	災害貸付	月収額の12月分に相当する額。
住宅貸付	借入れの申込みの時において、自己の都合により退職した場合に国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。次項において「退職手当法」という。）により算定される退職手当に相当する額又は法人等の定める規程により算定されるこれに相当する額（以下この条及び附則第6項において「退職手当相当額」と総称する。）。ただし、別表の貸付資格欄の区分に応じ、当該退職手当相当額がそれぞれ同表の最低保障額欄に定める額に満たないときは当該最低保障額欄に定める額とし、同表の最高限度額欄に定める額を超えるときは当該最高限度額欄に定める額。	
特別住宅貸付	退職手当相当額。ただし、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円。	

2 再任用常勤職員等である組合員に対する貸付限度額は、標準報酬の月額額の100分の30に当該貸付けの申込みを行った日（第4項、第16条第6項及び附則第6項において「申込日」という。）の属する月の翌月から当該再任用常勤職員等である任期満了の日の属する月までの月数（第16条第3項において「残任期月数」という。）と前項の表の貸付限度額欄に掲げる月数を比較し、いずれか少ない月数を乗じて得た額とする。ただし、退職手当法の規定による退職手当又は法人等の定め

る規程に基づくこれに相当する手当（以下「退職手当」と総称する。）が支給される再任用常勤職員等である組合員に対する住宅貸付及び特別住宅貸付の限度額は、退職手当相当額（当該退職手当相当額が2,000万円を超えるときは2,000万円）とする。

- 3 新たな災害貸付を行う場合には、前2項の規定により算定した限度額が70万円に満たない場合であっても、70万円を限度として貸し付けることができる。
- 4 組合員期間が5年以上である組合員が住宅貸付を受けようとする場合は、第1項の規定にかかわらず、申込日から起算して5年を経過する日における退職手当相当額（申込時において、5年以内に退職することが明らかな場合には、当該退職時における退職手当相当額）に、当該期間において弁済すべき額（支払利息相当部分を除く。）を加えた額を貸付限度額とすることができる。ただし、その額が別表に掲げる貸付資格欄の区分に応じ、それぞれ同表の最低保障額欄に定める額に満たないときは当該最低保障額欄に定める額とし、同表の最高限度額欄に定める額を超えるときは当該最高限度額欄に定める額とする。
- 5 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第2条第3号に規定する宿舎又は法人等が設置するこれに相当するもの（以下この項及び次条第2項において「宿舎」と総称する。）に入居している組合員が、同法第13条の3に規定する維持管理機関又は法人等から同法第18条第1項第5号の規定又は法人等の定めるこれに相当する規定により宿舎の明渡しを請求されたことに伴い、当該組合員が居住するための住宅を新築又は購入する場合における第1項及び別表の規定の適用については、同項中「2,000万円」とあるのは「2,200万円」と、同表の最高限度額欄中「1,200万円」とあるのは「1,400万円」と、「2,000万円」とあるのは「2,200万円」とする。
- 6 第1項、第2項又は第4項の規定により算定した額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 貸付金額の単位は、1千円とする。

（借入れの申込み）

第9条 貸付けを受けようとする組合員は、支部長に借入申込書を提出しなければならない。

- 2 次の各号に掲げる貸付けを受けようとする組合員は、前項の借入申込書に、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。
 - 一 普通貸付 見積書（物資貸付に限る。）その他の本部長が必要と認める書類
 - 二 特別貸付 貸付事由及び金額を証する書類その他の本部長が必要と認める書類
 - 三 住宅貸付及び特別住宅貸付 資金計画書及び次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める書類
 - イ 住宅を新築する場合 工事費等見積書の写し、工事契約書の写し、住宅の平面図、確認済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に該当する場合に限る。）、宿舎の明渡しを請求されたことを確認できる書類（前条第5項の規定の適用を受けようとする場合に限る。ロにおいて同じ。）その他の本部長が必要と認める書類

- ロ 住宅、土地又は住宅及び土地（以下「住宅等」と総称する。）を購入する場合 売買契約書の写し、登記事項証明書、住宅の平面図（土地のみを購入する場合を除く。）、5年以内に住宅を建築する旨の誓約書（土地のみを購入する場合に限る。）、宿舍の明渡しを請求されたことを確認できる書類その他の本部長が必要と認める書類
- ハ 住宅を増改築又は修繕する場合 工事費等見積書の写し、工事契約書の写し、住宅の平面図その他の本部長が必要と認める書類
- ニ 住宅等を借り入れる場合 賃貸契約書の写し、住宅の平面図（土地のみを借り入れる場合を除く。）、5年以内に住宅を建築する旨の誓約書（土地のみを借り入れる場合に限る。）その他の本部長が必要と認める書類

（貸付けの決定等）

第10条 支部長は、借入申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けの可否について決定し、その結果を当該貸付けを受けようとする組合員に通知しなければならない。ただし、借入申込額と同額の決定をした場合は、当該通知を省略することができる。

- 2 前項の規定により組合員に通知する場合において、支部長は、貸付けを行わないと決定したとき又は借入申込額を減額して貸付けの決定をしたときは、その理由を添えて同項の通知を行わなければならない。

（貸付金の交付）

第11条 支部長は、前条第1項の規定により貸付けの決定をしたときは、借用証書と引換えに貸付金を交付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸付金を組合員の預金口座への振込みにより交付する場合は、事前に借用証書の提出を受けることができる。この場合において、支部長は、借用証書受領後、遅滞なく、貸付金を交付しなければならない。

（一般資金貸付保険及び住宅資金貸付保険の契約の締結）

第12条 組合は、貸付金債権の保全を行うため、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める保険契約を締結するものとする。

- 一 普通貸付及び特別貸付 官公庁等共済組合一般資金貸付保険の契約又はこれに相当する保険契約（次条第1項において「一般資金貸付保険」と総称する。）
- 二 住宅貸付及び特別住宅貸付 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険の契約又はこれに相当する保険契約（次条第1項及び第2項において「住宅資金貸付保険」と総称する。）

（一般資金貸付保険又は住宅資金貸付保険の契約に係る失効等の場合の措置等）

第13条 貸付けを受けている組合員（以下「借受人」という。）は、組合が前条の規定により締結した一般資金貸付保険又は住宅資金貸付保険の契約が失効又は解除された場合には、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 本部長は、住宅資金貸付保険の契約が失効又は解除された場合には、本部長の定めるところにより、抵当権若しくは質権の設定又は公正証書その他の必要な書類を

作成し、貸付金債権の保全を行うための措置をとらなければならない。

- 3 第1項の規定により連帯保証人を立てる場合には、普通貸付及び特別貸付にあっては1名以上、住宅貸付及び特別住宅貸付にあっては2名以上の連帯保証人を立てなければならない。
- 4 前3項の規定に基づく手続に要する費用は、すべて借受人の負担とする。

(団体信用生命保険)

第14条 住宅貸付の借受人は、組合が生命保険会社と契約した団体信用生命保険(以下この条において「団信保険」という。)に加入することができる。

- 2 前項の規定により団信保険に加入しようとする借受人は、団体信用生命保険加入申込書を組合に提出しなければならない。
- 3 団信保険に加入した借受人(第24条第3項及び第6項において「団信保険加入者」という。)は、団信保険の保険料相当額(第24条第3項及び第6項において「保険料充当金」という。)を負担しなければならない。

(事後確認)

第15条 物資貸付又は特別貸付の借受人は、当該貸付に係る支払を行った場合には、遅滞なく組合に当該支払に係る領収書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により領収書が提出できない場合には、これに代わる支払の事実を証する書類を提出するものとする。

- 2 住宅貸付又は特別住宅貸付の借受人は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を遅滞なく提出しなければならない。
 - 一 住宅等を取得した場合 登記事項証明書又はその事実を証するに足る書類、住宅を建築したことを証する書類(土地のみ取得した後に住宅を建築した場合に限る。)その他の本部長が必要と認める書類
 - 二 住宅等を借り入れた場合 借入れの事実を証するに足る書類その他の本部長が必要と認める書類
 - 三 住宅を増改築又は修繕した場合 工事完了報告書又はその事実を証するに足る書類その他の本部長が必要と認める書類

第3章 弁済

(弁済期間、弁済額及び弁済方法)

第16条 貸付金の弁済期間は、次の各号に掲げる貸付の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める月数以内とする。

- 一 普通貸付 90月
- 二 特別貸付 次のイからハまでに掲げる貸付の種類に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める月数
 - イ 教育貸付 140月
 - ロ 医療貸付及び災害貸付 120月
 - ハ 結婚貸付及び葬祭貸付 90月
- 三 住宅貸付 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月数

- イ 貸付金の額が50万円以下の場合 100月
 - ロ 貸付金の額が50万円超100万円以下の場合 150月
 - ハ 貸付金の額が100万円超200万円以下の場合 250月
 - ニ 貸付金の額が200万円超の場合 360月
- 四 特別住宅貸付 2年以内に自己の都合により退職を予定する組合員にあっては24月、5年以内に定年退職を予定する組合員にあっては60月
- 2 前項各号の弁済期間は、貸付けを受けた日の属する月（以下「貸付月」という。）の翌月から起算するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、再任用常勤職員等（退職手当が支給されない者及び期間業務職員に限る。）である組合員に対する貸付金の弁済期間は、同項に定める月数と残任期月数のうち、いずれか少ない月数以内とする。
- 4 借受人は、弁済元金が均等となる額（以下この項及び第10項において「元金均等額」という。）に支払利息を加えた額を、当該貸付月の翌月から毎月、報酬の支給日に弁済しなければならない。この場合において、当該借受人の申出により、弁済期間における毎月の報酬の支給日に行う弁済と併せて、期末手当等の支給日に貸付金の額の2分の1の範囲内の額について元金均等額を弁済することができるものとする。
- 5 住宅貸付については、借受人は、前項の規定にかかわらず、当該借受人の申出により、当該貸付けに係る弁済期間に応じ、弁済元金に支払利息を加えた額が均等となる額（以下「元利均等額」という。）を当該貸付月の翌月から毎月、報酬の支給日に弁済することができるものとする。この場合において、当該借受人の申出により、弁済期間における毎月の報酬の支給日に行う弁済と併せて、期末手当等の支給日に貸付金の額の2分の1の範囲内の額について元利均等額を弁済することができるものとする。
- 6 前2項に規定する借受人の申出は、申込日において行わなければならない。
- 7 借受人の申出により、第4項又は第5項の規定による弁済のほか、弁済期間内において、臨時に貸付金の全部又は一部（支払利息がある場合は当該支払利息を加えた額）の弁済をすることができるものとする。
- 8 特別住宅貸付については、第4項の規定にかかわらず、貸付金の弁済を据え置くものとし、弁済期間の末日に貸付金の全部を弁済しなければならない。ただし、支払利息については、当該特別住宅貸付に係る貸付月の翌月から毎月、報酬の支給日に弁済しなければならない。
- 9 前項の場合において、借受人の申出により、特別住宅貸付に係る弁済期間の末日までの間に、臨時に貸付金の全部又は一部（支払利息がある場合は当該支払利息を加えた額）の弁済をすることができるものとする。
- 10 元金均等額は1千円単位とする。この場合において、当該額に1千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げた額とし、最終月で調整するものとする。

（支払利息）

第17条 前条第4項、第5項、第7項又は第8項の規定により弁済する支払利息の額は、前月末の貸付金の残額に対し、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を12で除して得た額とする。この場

合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

一 特別住宅貸付以外の貸付け 年4.26%

二 特別住宅貸付 年4.56%

- 2 前項の規定にかかわらず、貸付月に全部の弁済が行われた場合の支払利息の額は、貸付金に対し、前項各号に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を12で除して得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前条第5項後段の規定により期末手当等の支給日に弁済することとされている貸付金に係る支払利息の額の算出については、第1項の規定を準用する。この場合において、第1項中「前月末の貸付金の残額」とあるのは、「前回弁済後の貸付金の残額」と読み替えるものとし、借受人は、前回弁済した月の翌月以降の経過月数分の支払利息（附則第5項において「経過利息」という。）を弁済しなければならない。

（弁済の猶予）

- 第18条 支部長は、災害貸付又は災害復旧のための住宅貸付を行う場合には、第16条第4項及び第5項の規定にかかわらず、組合員からの申出により、12月の範囲内で貸付金の弁済を猶予することができる。この場合において、借受人は、当該貸付金に係る支払利息を貸付月の翌月から毎月、報酬の支給日に弁済しなければならないものとし、期末手当等の支給日に弁済することとされている貸付金（元利均等額に係るものに限る。）がなお存するときは、当該貸付金に係る支払利息について期末手当等の支給日に弁済しなければならない。
- 2 支部長は、水震火災その他の非常災害により、借受人又はその被扶養者が被害を受けた場合には、第16条第4項及び第5項の規定にかかわらず、借受人からの申出により、12月の範囲内で貸付金の弁済を猶予することができる。この場合において、借受人は、当該貸付金に係る支払利息を、貸付金の弁済を猶予することとされた月から毎月、報酬の支給日に弁済しなければならないものとし、期末手当等の支給日に弁済することとされている貸付金（元利均等額に係るものに限る。）がなお存するときは、当該貸付金に係る支払利息について期末手当等の支給日に弁済しなければならない。
- 3 支部長は、借受人が育児休業（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の規定若しくはこれに相当する規定による育児休業をいう。以下同じ。）をする場合若しくは育児休業をしている場合又は育児休業をしている者が新たに貸付けを受ける場合には、第16条第4項及び第5項の規定にかかわらず、借受人又は育児休業をしている者であって新たに貸付けを受けるものからの申出により、当該育児休業の期間中、貸付金の弁済を猶予することができる。この場合において、借受人は、同人からの申出により当該貸付金の弁済を猶予することとされた場合には当該貸付金に係る支払利息を、貸付金の弁済を猶予することとされた月から、新たに貸付けを受けるものからの申出により当該貸付金の弁済を猶予することとされた場合には当該貸付金に係る支払利息を貸付月の翌月から、それぞれ毎月の報酬の支給日の属する月の末日までに弁済しなければならないものとし、期末手当等の支給日に弁済することとされている貸付金（元利均等額に係る

ものに限る。) がお存するときは、当該貸付金に係る支払利息について期末手当等の支給日の属する月の末日までに弁済しなければならない。

(徴収方法等)

- 第19条 弁済額の徴収は、法第101条第2項の規定により、借受人の給与支給機関が借受人の報酬その他の給与から控除して組合に払い込むものとする。ただし、借受人が第16条第7項及び第9項の規定による臨時の弁済を行う場合には、借受人は、弁済する額を直接組合に払い込むものとする。
- 2 借受人は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことその他の事情により、前項の規定による控除が行われなるときは、その控除が行われるべき月の末日までに、当該控除されるべき金額を直接組合に払い込まなければならない。
 - 3 給与支給機関は、借受人が組合員の資格を喪失した場合又は退職手当が支給されることとなった場合であって、組合から貸付金に関する通知を受けたときは、貸付金の残額及び支払利息に相当する金額をその者の報酬その他の給与(退職手当を含む。)から控除し、借受人に代わって組合に払い込まなければならない。
 - 4 支部長は、貸付金及び支払利息の弁済が完了したときは、遅滞なく、借受人に借用証書を返還しなければならない。
 - 5 第16条第4項から第9項まで及び前条の規定は、連帯保証人が保証債務額を弁済する場合について準用する。この場合において、第16条第4項から第7項まで及び同条第9項、第17条第3項並びに前条の規定中「借受人」とあるのは、「連帯保証人」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(貸付けを拒否できる組合員)

第20条 支部長は、次の各号に掲げる組合員に対して、貸付けを行わないことができる。

- 一 現に給与の差押えを受けている組合員
- 二 懲戒を事由とする停職の処分を受け、給与の支給が見込めない組合員
- 三 その他本部長が貸付けを行うことが不相当と認める組合員

(住宅貸付又は特別住宅貸付に係る住宅等の貸付け又は譲渡の禁止)

第21条 住宅貸付又は特別住宅貸付の借受人は、これらの貸付けにより取得した住宅等を他に貸付け又は譲渡をしてはならない。ただし、本部長が特に認めた場合は、この限りでない。

(繰上弁済)

第22条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、貸付金の残額及び支払利息を一時に弁済しなければならない。ただし、本部長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 一 組合員の資格を喪失したとき
- 二 退職手当が支給されることとなったとき
- 三 借入申込書及びその添付書類並びに事後確認書類に虚偽の記載をしたことが

判明したとき

四 その他この規程の規定に違反したとき

(共済組合間の異動者の取扱い)

第23条 支部長は、他の国家公務員共済組合（以下この条並びに附則第4項及び第5項において「他の組合」という。）から貸付けを受けている他の組合の組合員が引き続き組合の組合員となった場合には、当該他の組合が有する当該組合員に対する貸付金債権を譲り受け、かつ当該貸付金債権に係る貸付金の残額を当該他の組合へ支払うものとする。

2 前項の規定により貸付金債権を譲り受ける日は、他の組合の組合員が引き続き組合の組合員となった日が月の初日の場合はその日とし、それ以外の場合は翌月の初日とする。

3 支部長は、貸付金債権を譲り受けた日の属する月から第19条の規定により弁済額を徴収するものとする。この場合において、支払利息の計算、弁済期間、弁済方法その他の弁済に係る条件については、貸付金債権を譲り受ける日の前日において当該他の組合で適用されていた条件と同一の条件とする。

4 支部長は、借受人が引き続き他の組合の組合員となった場合には、その者に対する貸付金債権を当該他の組合へ譲り渡すものとする。

5 前項の規定により貸付金債権を譲り渡す日は、借受人が引き続き他の組合の組合員となった日が月の初日の場合はその日とし、それ以外の場合は翌月の初日とする。

(地方の組合との異動者等の取扱い)

第24条 支部長は、地方の組合から第6条各号に掲げる貸付けに相当する貸付けを受けている者が引き続き組合の組合員となった場合には、当該地方の組合の証明により、当該組合員に対して当該地方の組合に対する貸付金の残額を弁済するために必要となる費用に充てるための資金を貸し付けることができる。この場合において、当該貸付けは同条各号に掲げる貸付けとみなすものとする。

2 支部長は、第6条各号に掲げる貸付けを受けている者である借受人が引き続き地方の組合の組合員となった場合において、当該借受人が当該地方の組合から前項に規定する貸付けに相当する貸付けを受けることができない旨を本部長が別に定める書類により確認したときは、第22条第1項本文の規定にかかわらず、借受人に対して引き続き同一の条件により弁済させることができる。この場合において、当該借受人は、各弁済期の末日までに、支払うべき弁済額を組合に払い込まなければならない。

3 前項の規定を適用する場合における団信保険加入者が負担すべき保険料充当金の徴収については、支部長は引き続き同一の条件により保険料充当金を徴収するものとする。

4 支部長は、法第124条の2第1項の規定の適用を受けていた者であって、当該適用を受けている間に同項に規定する公庫等若しくは特定公庫等（以下この項において「公庫等」と総称する。）又は本部長が別に定める機関から第6条各号に掲げる貸付けに相当する貸付けを受けている者が引き続き組合の組合員となった場合には、当該公庫等又は本部長が別に定める機関の証明その他の本部長が別に定める

書類により、当該組合員に対して当該公庫等又は本部長が別に定める機関に対する貸付金の残額を弁済するために必要となる費用に充てるための資金を貸し付けることができる。この場合において、当該貸付けは同条各号に掲げる貸付けとみなすものとする。

- 5 支部長は、第6条各号に掲げる貸付けを受けている者である借受人が法第124条の2第1項の規定の適用を受けることとなった場合において、当該借受人から引き続き同一の条件により弁済を行いたい旨の申出及び本部長が別に定める書類の提出を受けて支部長が特に認めたときは、第22条第1項本文の規定にかかわらず、借受人に対して引き続き同一の条件により弁済させることができる。この場合において、当該借受人は、各弁済期の末日までに、支払うべき弁済額を組合に払い込まなければならない。
- 6 前項の規定を適用する場合における団信保険加入者が負担すべき保険料充当金の徴収については、第3項の規定を準用する。

(借入申込書等の様式)

第25条 第9条、第11条第1項及び第14条第2項に規定する書類の様式は、本部長が定める。

(事務手続)

- 第26条 この規程に定めるもののほか、貸付事務に関する手続については、本部長が別に定める。
- 2 貸付金債権を譲り渡す組合の本部長は、第23条の規定によりがたい事項が生じたときは、当該事項に係る取り扱いについて、当該貸付金債権を譲り受ける他の組合の本部長に協議のうえ別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この変更は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存する貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 変更前の文部科学省共済組合貸付規程(平成13年1月5日制定)の規定により行った行為又は手続きについては、別段の定めのあるもののほか、この規程中の相当する規定により行った行為又は手続きとみなす。
- 4 第23条第1項の規定に基づき譲り受けた債権(他の組合の規定に基づき決定された東日本大震災を事由とする貸付け(貸付金の弁済の猶予又は貸付金の利率の軽減の申出をしたものに限る。))を除く。以下この項及び次項において「譲渡債権」という。)の弁済条件が第16条の規定と異なる場合又は当該譲渡債権に係る支払利息が第17条(同条第1項各号に定める率(附則第7項及び第8項又はこれらに相当する規定により利率が減じられている場合を含む。附則第5項において単に「利率」という。))の規定と異なる場合は、第23条第3項後段の規定にかかわらず、当分の間、支部長は借受人の申出により譲渡債権に係る貸付金についてその譲り受けた日に新たに第16条の規定に基づく弁済条件を設定することができる。ただし、この場合における弁済期間は、債権を譲り受けた日の属する月か

ら起算し、譲渡債権に係る弁済期間の残月数の範囲内とする。

- 5 支部長は、前項の規定に基づき新たに弁済条件を設定した場合は、債権を譲り受けた日の属する月からこの規程の規定（利率は債権を譲り受けた日の前日において他の組合で適用されていた率とする。）に基づき弁済額を徴収するものとする。ただし、この場合における支払利息の額は、譲渡債権に係る貸付金を前月末の貸付金の残額として第17条の規定を適用して算定するものとする。この場合において、譲渡債権に係る経過利息は、初回の期末手当等の支給日に徴収するものとする。
- 6 住宅貸付又は特別住宅貸付を受けようとする組合員が、文部科学省共済組合財形持家融資規程（以下この項において「財形規程」という。）に基づく貸付け（以下この項において「財形貸付」という。）を受けている場合（財形貸付の申込みをしている場合を含む。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額からその者の財形貸付の残額（申込日以後に財形貸付を受けることとなるときは、その受けることとなる額）を控除して得た額が第8条第1項の表中住宅貸付又は特別住宅貸付の項に規定する額に達しないときは、当該控除して得た額を同項の表中住宅貸付及び特別住宅貸付の項に掲げる額として、これらの規定を適用するものとする。
 - 一 住宅貸付を受けようとする場合 財形規程第5条第1項第1号に規定する退職手当相当額に200万円を加えた額
 - 二 特別住宅貸付を受けようとする場合 財形規程第5条第1項第2号に規定する退職手当相当額
- 7 財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が10年の預託金に係るものに限る。以下この項及び次項並びに附則第14項及び第16項において同じ。）が施行規則第86条第2項に規定する利率を下回っている間における貸付金の利率のうち特別貸付、住宅貸付及び特別住宅貸付の利率については、第17条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、施行規則第86条第2項に規定する利率から財政融資資金法第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率（当該利率が2.7%を下回るときは2.7%）を減じた利率を、第17条第1項第1号及び第2号に規定する利率から減じた利率とする。
- 8 財政融資資金法第7条第3項により財務大臣が定める利率が改正された場合は、当該利率の改正規定の施行の日以後の貸付けについては、当該改正後の利率に基づき計算した前項の利率を適用するものとし、同日前の貸付けについては、なお従前の例による。
- 9 支部長は、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により災害救助法が適用された地域内に居住する組合員又は当該地域内に居住する被扶養者を有する組合員（附則第12項から第15項までにおいて「東日本大震災被災組合員等」という。）のうち、平成23年3月11日前に特別貸付の借受人となり、同日において当該貸付けに係る貸付金の残額を有する組合員が、当該貸付けに係る貸付金の弁済の猶予を希望する旨の申出を平成25年3月31日までにしたときは、第16条第1項第2号ロ及び第18条第2項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月（当該申出をした日において、当該借

受人の給与支給機関がその日の属する月分の当該貸付けに係る貸付金の残額及び支払利息の徴収手続を完了している場合には、その日の属する月の翌月) から12月を限度として当該貸付金の弁済を猶予することができる。この場合において、借受人は、当該貸付金に係る支払利息を、貸付金の弁済を猶予することとされた月から毎月、報酬の支給日に弁済しなければならない。

- 10 支部長は、平成23年3月11日前に住宅貸付の借受人となり、同日において当該貸付けに係る貸付金の残額を有する組合員のうち、東日本大震災により当該貸付けに係る住宅の損害を理由として法第71条の規定による災害見舞金の支給を受ける組合員(次項の規定による貸付金の利率の軽減を希望する旨の申出をした組合員を除く。同項において「東日本大震災特例対象者」という。)が、当該貸付けに係る貸付金の弁済の猶予を希望する旨の申出を平成28年3月31日までにしたときは、第16条第1項第3号イからニまで及び第18条第2項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月(当該申出をした日において、当該借受人の給与支給機関がその日の属する月分の当該貸付けに係る貸付金の残額及び支払利息の徴収手続を完了している場合には、その日の属する月の翌月) から24月を限度として当該貸付金の弁済を猶予することができる。この場合において、借受人は、当該貸付金に係る支払利息を、貸付金の弁済を猶予することとされた月から毎月、報酬の支給日に弁済しなければならないものとし、期末手当等の支給日に弁済することとされている貸付金(元利均等額に係るものに限る。)がなお存するときは、当該貸付金に係る支払利息について期末手当等の支給日に弁済しなければならない。
- 11 前項の規定による住宅貸付に係る貸付金の弁済の猶予を希望する旨の申出をしたとき又は東日本大震災特例対象者(同項の規定による申出をした組合員を除く。)が、平成23年3月11日において貸付金の残額のある住宅貸付に係る貸付金の利率の軽減を希望する旨の申出を平成28年3月31日までにしたときは、第17条第1項第1号並びに附則第7項及び第8項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月(当該申出をした日において、当該借受人の給与支給機関がその日の属する月分の当該貸付けに係る貸付金の残額及び支払利息の徴収手続を完了している場合には、その日の属する月の翌月) から24月に達するまでの期間における当該貸付けに係る貸付金の利率については、当該貸付金に適用された利率から1%を減じたものとする。
- 12 東日本大震災被災組合員等が平成25年3月31日までに東日本大震災を理由とする特別貸付(第6条第1項第2号ホに定める災害貸付に限る。次項及び附則第14項において同じ。)を新たに受ける場合におけるこの規定の適用については、第8条第1項中「20月分」とあるのは「20月分(東日本大震災を理由とする特別貸付の貸付金を除く。)」と、同項表中「災害貸付 月収額の12月分に相当する額」とあるのは「災害貸付 月収額の24月分に相当する額」と、第16条第1項第2号ロ中「120月」とあるのは「180月」とする。
- 13 支部長は、東日本大震災被災組合員等(次項の規定による貸付金の利率の軽減を希望する旨の申出をした組合員を除く。)が前項の規定の適用がある特別貸付を受ける場合において、当該貸付けの申込みと同時に当該貸付けに係る貸付金の弁済の猶予を希望する旨の申出をしたときは、第16条第1項第2号ロ及び第18条第1項の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた日の属する月の翌月から24月を限度

として当該貸付金の弁済を猶予することができる。この場合において、借受人は、当該貸付金に係る支払利息を貸付月の翌月から毎月、報酬の支給日に弁済しなければならない。

- 14 前項の規定による特別貸付に係る貸付金の弁済の猶予を希望する旨の申出をしたとき又は東日本大震災被災組合員等（同項の規定による申出をした組合員を除く。）が、平成25年3月31日までに東日本大震災を理由とする特別貸付を新たに受ける場合において、当該貸付けの申込みと同時に当該貸付けに係る貸付金の利率の軽減を希望する旨の申出をしたときは、第17条第1項第1号並びに附則第7項及び第8項の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた日の属する月の翌月から24月に達するまでの期間における当該貸付けに係る貸付金の利率については、財政融資資金法第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率とする。
- 15 支部長は、東日本大震災被災組合員等のうち、東日本大震災により法第71条の規定による災害見舞金の支給を受ける組合員（次項の規定による貸付金の利率の軽減を希望する旨の申出をした組合員を除く。同項において「東日本大震災特例被災組合員等」という。）が、平成28年3月31日（被災市街地復興特別措置法第7条第1項の規定による建築行為等の制限があり平成28年3月31日までに住宅を建築することが困難な者については、制限が解除された日の属する月の翌月以降6月を経過する日。次項において同じ。）までに新たに住宅貸付を受ける場合において、当該貸付けの申込みと同時に当該貸付けに係る貸付金（第8条第5項の規定による読み替えがないものとした場合の同条第1項又は第4項に規定する貸付限度額を超える部分の金額を除く。次項において同じ。）の弁済の猶予を希望する旨の申出をしたときは、第16条第1項第3号イからニまで及び第18条第1項の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた日の属する月の翌月から60月を限度として当該貸付金の弁済を猶予することができる。この場合において、借受人は、当該貸付金に係る支払利息を貸付月の翌月から毎月、報酬の支給日に弁済しなければならないものとし、期末手当等の支給日に弁済することとされている貸付金（元利均等額に係るものに限る。）がなお存するときは、当該貸付金に係る支払利息について期末手当等の支給日に弁済しなければならない。
- 16 前項の規定による住宅貸付に係る貸付金の弁済の猶予を希望する旨の申出をしたとき又は東日本大震災特例被災組合員等（同項の規定による申出をした組合員を除く。）が、平成28年3月31日までに新たに住宅貸付を受ける場合において、当該貸付けの申込みと同時に当該貸付けに係る貸付金の利率の軽減を希望する旨の申出をしたときは、第17条第1項第1号並びに附則第7項及び第8項の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた日の属する月の翌月から60月に達するまでの期間における当該貸付けに係る貸付金の利率については、財政融資資金法第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率とし、当該期間経過後の利率については、当該貸付けを受けた日における当該財務大臣が定める利率（当該利率が2.7%を下回る時は、2.7%とする。）とする。
- 17 日本国有鉄道清算事業団の職員であった者が、当該事業団を退職する際に日本国有鉄道清算事業団職員退職手当支給規程に基づく退職手当の支給を受けずに引き続き組合の組合員となった場合の当該引き続き組合員となった者の第7条第1項に規定する組合員の期間については、同項中「組合員期間」とあるのは、「組合

員期間（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第2項の規定による在職期間を含む。）とする。

別 表

貸付資格（組合員期間）	最低保障額	最高限度額
3年以上5年未満	300万円	1,200万円
5年以上10年未満	400万円	
10年以上15年未満	700万円	2,000万円
15年以上20年未満	1,200万円	
20年以上	1,400万円	